

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 議事録

日 時：令和4年9月13日（火） 11時00分から11時30分まで

場 所：都庁第一本庁舎7階 特別会議室

出席者：

【委員】

猪口 正孝 東京都医師会 副会長

太田 智之 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 調査本部 チーフエコノミスト

大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長

紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士

濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター特任教授

【東京都】

小池知事、黒沼副知事、中村政策企画局長、野間総務局長、原田危機管理監、西山福祉保健局長、佐藤福祉保健局健康危機管理担当局長、坂本産業労働局長

（事務局）

ただいまから新型コロナウイルス感染症対策審議会を開催いたします。

審議会の開会にあたり、東京都小池知事からご挨拶申し上げます。

（知事）

おはようございます。

お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また日頃より、様々ご尽力ありがとうございます。

さて、これまでの新型コロナウイルス感染防止対策につきまして、多大なご尽力を賜っておりますことを改めて深くお礼を申し上げるとともに、この間、都民そして事業者の皆様方にも、基本的な感染防止対策などにご協力、ご尽力を賜っておりますことを心から感謝申し上げます。

さて、先日国は、「With コロナに向けた新たな段階」に移行する方針を示しております。

そうした中で、コロナとの共存に向けて、都は都民一人一人の命と健康を守る体制を充実するとともに、感染拡大の防止と社会経済活動の回復との両立を進めることといたしております。

今日の審議会におきましては、今後の都の対応などにつきまして、ご専門の見地から、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の方からのご挨拶とさせていただきます。

（事務局）

続きまして、猪口会長よりご挨拶を賜ります。

(猪口会長)

本日は委員の皆様、太田委員と大曲委員はウェブですけれども、ご出席頂きましてどうもありがとうございます。

これまで審議会は、委員の皆様から意見をいただきながら、都は新型コロナウイルス感染症対策を行って参りました。皆様のご意見はその一助になっていることを思います。本日も活発な意見交換を行いたく、考えております。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここでプレスの皆様におかれましては退席をお願いいたします。

(プレス退席)

(事務局)

それでは早速ですけども、議事に入らせていただきたいと思います。なお、本日、紙子委員、濱田委員はご欠席となっております。

以降の進行につきましては、猪口会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(猪口会長)

それでは会議次第に沿って議事を進めていただきます。

審議事項は2つ、今後の感染拡大防止と社会経済活動との回復の両立に向けた方針について。2つ目が、都民事業者への要請・依頼について。報告事項は、新たな段階への移行に伴う保健・医療提供体制等についてです。

事務局より、一括して説明をお願いいたします。

(事務局)

総務局長の野間でございます。委員の皆様にはいつもお世話になっております。どうもありがとうございます。私からの審議事項の2件についてご説明申し上げます。

まず今後の都の方針案についてでございます。コロナとの共存に向けた方針と取り組み案という資料をご覧いただきたいと思います。オンライン会議の画面上でもお示ししてございます。

国は先週、感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に転換し、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした、「With コロナに向けた新たな段階」へ移行する方針を示しまし

た。

こうした中、都としては、「東京モデル」として強化してきた保健・医療提供体制の枠組みを活かしつつ、様々なオペレーションを工夫して、都民一人ひとりの命と健康を守る体制を充実させること、コロナに的確に対応し、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を進めることを方針とし、資料に記載の3つの柱に取り組むこととしております。次のページの審議事項1は、今ご説明した方針案について、審議会の先生方のご意見を伺いたいと存じます。

次に、東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会審議事項2をご覧ください。画面上でもお示ししております。

こちらは、都民・事業者への要請・依頼内容の概要版です。現在は、5月23日に決定した内容に基づき、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしておりますが、赤字で記載している箇所は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、療養期間中の外出に係る感染予防対策の徹底や、イベント開催時における、ゾーニングを前提とした収容率の運用とするよう、追記しております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(猪口会長)

そうですね。続いて報告事項ですね。

(事務局)

続きまして報告事項、新たな段階への移行に伴う保健・医療提供体制の充実についてご報告をいたします。

まず、国による全数届出の見直し内容についてでございます。

発生届の対象は高齢や重症化リスクが高い方等とされまして、具体的には65歳以上の方、入院が必要な方、重症化リスクがあり、治療薬や酸素投与が必要な方、妊婦の方の4類型に該当する方となります。

また感染者の総数や年代について、発生届の対象とならない方も含めまして、引き続き報告することとされております。

こうした国の方針に対しまして、都は新たな段階の移行にあたっては、新型コロナに対する国全体としての基本的な方向性を示すよう国に要望して参りました。

また併せて、保健・医療提供体制の充実についても要望して参りました。今般、発生届の対象とならない方についても、希望する方には、マイハーススを活用した健康観察サービスを提供できることが、国から示されるとともに、コロナ経口薬の一般流通も9月16日から始まることとなりました。

また都はこの間、専門家や現場の方の意見を伺って参りました。

都としてはこれまで強化してきた保健・医療提供体制を活かし、様々なオペレーションを

工夫することで、一人一人の命と健康を守る体制を充実して参ります。

こうしたことから、9月26日の全国一律適用に合わせまして、発生届の全数届出の見直しを行うことといたします。

次に、発生届の対象とならない若い軽症者等へのフォローアップについてでございます。

届出の対象とならない方については、陽性者登録センターに登録いただくことで、届出の対象になる方と同様に、マイハースを活用した健康観察や、パルスオキシメータの貸出、配食サービス、宿泊療養施設への入所などのフォローアップが可能となります。

陽性者登録センターへの登録の有無にかかわらず、自宅療養中の困りごとの相談や、体調急変時の医療相談を「うちさぽ東京」で受け付け、緊急時には入院や往診等の対応を行います。

さらに、通常の病気と同様体調が回復しない場合には、発熱外来を再度受診することもできます。なお、医療機関による健康観察支援事業は、今後発生届の対象となる方にのみ実施することとなります。

次に、発生届の対象とならない方に対する保健・医療提供体制のフロー図でございます。

発生届の対象とならない方に対しても、医療機関や保健所などと連携し、安心して療養できる環境を整えます。こちらは発生届の対象となる方の保健・医療提供体制であり、こちらはこれまでと変更はございません。

次に高齢者対策の強化についてでございます。

この冬の感染拡大に備えまして、今から対策を強化いたします。現在、酸素・医療提供ステーションとして活用している都民の城を機能転換し、新たに高齢者等医療支援型施設を開設いたします。11月に改修工事等の開設準備を行い、12月に患者の受け入れを開始します。

介護度が5と、最も高い方の受け入れができ、リハビリテーションを実施することで、日常生活動作の低下を予防する。さらに、救急要請にも対応して参ります。引き続き高齢者が安心して療養できるよう体制の強化をして参ります。

次にオミクロン株対応ワクチンの接種促進についてです。

国から対象者や開始時期等の方針が示され、これを受けまして都では、今月半ばから、まずは現行の4回目接種対象者である高齢者や医療従事者等を対象に接種を開始します。接種の進捗状況に応じて、対象者を順次拡大し、10月半ばには、全ての3回目・4回目接種対象者への接種を開始します。接種の促進に向け、早期の接種券発送を働きかけるなど、区市町村と連携して取り組んで参ります。

大規模接種会場においては、9月下旬から警察消防職員などエッセンシャルワーカーへの接種を開始し、進捗後、速やかに対象者全員へ接種を拡大して参ります。都の大規模接種会場では、全4会場でおミクロン株対応ワクチンの接種を実施し、1日最大7800回の接種が可能でございます。重症化を防ぎ、感染の連鎖を断ち切るため、オミクロン株対応ワクチンの接種を促進して参ります。

以上が重点的に取り組む事項についての概要でございますが、次のページ以降4枚にわ

たりまして、取り組みの詳細を記載してございますので、後程ご覧をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。

(猪口会長)

どうもありがとうございました。

それでは事務局からの説明を参考にして、各委員から報告事項も含めまして、ご発言をお願いしたいと思います。

最初に太田委員からご発言をいただきたいと思います。

(太田委員)

お手元に1枚紙を配らせていただきました。

まず第8波が来るのかどうかですが、ほぼ確実に来るだろうということで、左側に過去の感染ピークと終期をお示ししております。これを見ると大体3ヶ月から6ヶ月周期で感染拡大がおきておりますので、来年年初ぐらいに第8波が来てもおかしくないとお見えた方が良いでしょう。波の大きさは、当然新たな変異株次第かと思います。オミクロン亜種なのか、それとも新たな変異型のバイ型なのか、ロー型なのかシグマ型なのか、いずれにせよ、次の感染拡大への備えといった取り組みが非常にまだ重要だということが1点です。

次に、今日ご報告いただいた医療体制の拡充、ワクチン接種の促進、感染対策の徹底的な実施について。内容については違和感ありませんが、実施にあたって留意すべきこととして、残りの時間で3点申し上げたいと思っております。

1点目は、運営におけるプロセス改善の重要性です。発生届の対象外となる方のフォローアップを含め、保健医療体制が一通り整ったということは間違いないかと思えます。ただそれで安心というわけではありません。お手元資料の右側にもお示しした専門家有志の提言にも含まれていますが、ゾーニングの基準変更や医療機関同士の情報共有など運用面の見直しで、まだ効果が見込まれるものも結構あるのではないかと思います。きたるべき第8波を乗り切るためには、そういった工夫を凝らす余地があるのではないかと思います。仕組みは作ったけれども、実際動かしてみても、おやっ？と思うようなことは、これに限らず普段の我々の生活でもあることです。最初から完璧な対策というのは稀で、運用面で不都合がないのか、都民の目線に立ったマーケットインの発想で、不断の見直しをしていく必要があるという点をまずは留意事項として挙げさせていただきたいと思えます。

2点目は、やはり経済との両立を図るためにはデータが重要であるという点です。経済活動と感染防止は残念ながら利益相反の関係が一定程度生じます。つまりバランスの問題であり、バランスの問題ということは、選択の問題ということになります。そうすると、選択を迫られる都民や事業者からすれば、しっかりとした判断基準が必要になります。

判断基準を提供する観点から、過去2年間の振り返りをベースにデータに基づく効果や

副作用の分析があってもいいのではないかというのが、2点目の申し上げたいことになります。

そのデータの利活用に向けては、広域連携、これは地域というだけではなく、例えば、大学などの専門機関、事業者との連携など、そういったものを広げることも含みますが、こうした連携を東京モデルとして、ぜひ最先端で進めていただけたらと思っています。その際にむやみやたらに連携を進めてもあまり意味はありません。どのような分析を行うために、あらかじめどのようなデータが必要かというデザインをしっかりと描いた上でデータ収集をする。その意味でも、外部の知見、データの収集というのが非常に重要になってきます。私のような民間シンクタンクも一緒にご協力できればと思っておりますが、例えば事業者様にいろんな要請をこれからお願いするにあたって、飲食店やイベントの各事業者様に、データ収集の協力をお願いするのも一案のように思います。

そして3点目。これは以前から申し上げていることですが、情報伝達の重要性という点です。2点目に申し上げたデータの利活用と並んで鍵になると思っています。知事が以前から指摘されている「正しく恐れること」のために、また感染抑制と経済活動の両立を図るためにも、2点目で得られたデータをよりわかりやすく、都民や事業者の方にお伝えする必要があります。

その点では、ターゲットに合わせた情報チャネルの確保に加えて、各ターゲットに合わせた伝え方を工夫する必要があると思います。その際には、従来から申し上げているかもしれませんが、行動経済学などの知見を活用することも一案です。その点で、やはりここでも外部との連携が有効になってくるのではないかと思う次第です。

以上です。

(猪口会長)

ありがとうございます。

太田議員にはいつも我々の視点ではない非常にわかりやすく、素晴らしい意見をいただきましてどうもありがとうございます。

続きまして、大曲委員お願いいたします。

(大曲委員)

国際医療研究センターの大曲です。

ご意見申し上げます。

まず、With コロナに向けた新たな段階への移行の方針を示すということですね。具体的には全数の届出の見直しですとか、療養期間の短縮、これ自体はもちろん賛成であります。その場合やはり方針というのが非常に重要だと思いますが、都の方針である、先ほどお示しになられた東京モデルというのは、極めて明快ですし、ぜひこの方向を前面に出して進めていただければと思っております。

一点強調するとしますと、社会活動の活発化はもちろん必要なのですが、一方で、高齢の方ですとか、持病のある方といったハイリスクの方をとにかく徹底的に守るということを、前面に出していただければと思っています。といいますのも、社会活動自体が活発化しますと、人流自体はどうしても大型化する可能性があると思います。そうしますと、要は世の中自体に多くの患者さんがいらっしゃるという状況になりますので、医療機関や介護施設にそういう方々が感染をもたらすリスクはどうしても高まります。この感染者の感染防止対策は、施設の中で対策の難易度が高いですね。難しいです。ですので、対応が必要と思っています。

具体的には、医療機関ですとか介護施設等、特にハイリスク者がいらっしゃる所においては、これまで以上に、要は感染防止対策、あるいは診療でリソースがなかったりということがありますので、その上での支援をお願いできればと思います。

また発生届の対象外となる方への対応は非常に重要だと思っています。そういう意味で、市民が医療上あるいは生活上困ったことが出てきた場合に、そもそも相談できる、ちゃんと繋がる窓口があるということが必要と考えています。7波でも、相談窓口、苦慮されたようですが、今後特に大事になるとと思っています。

それに加えてなのですが、その中でも医療が必要と思われる方を確実に医療につなげていく。この仕組みが必要だと思っています。

なぜこういうことを言うかといいますと、特に自主検査で、自分で検査をただけという方というのは、医療機関との繋がりがその時点ではないわけですね。そこから医療機関を探して受診となると、おそらく普段から病院にかかったことがない方ですとか、もろもろの理由で、そこから医療機関を探して実際に受け入れていただける可能性は低く、苦勞する可能性が高いのではないかと考えています。ですので、そこはサポートが入りうるとしています。

そのためには、診療・検査重点の医療機関の充実はもちろん必要なのですが、セーフティネットで、そういうところで受け入れてもらえないことはないと思いますが、セーフティネットとして、臨時の医療施設等も活用した、受け皿を作っていく必要があるのではないかと 생각합니다。

陽性者登録センターで、低リスクの方でも不安な方を受け付けてくださって、健康観察していただけるのは非常に良い仕組みだと思いました。

いずれにしても、窓口にしても、そのあとの医療への繋ぎしても、いわゆるキャパシティの確保、特にピーク時に持ちこたえられるキャパシティの確保が必要と思っています。

三点目はワクチンです。とにかくまず若い世代の3回目接種、これを上昇させることが必要であります。なかなか難しい点がこれまでありました。

どうも現行のワクチンですと、オミクロン株に対する感染の予防効果はそもそもないと、信じ込んでいる方がかなり多いようです。実際は3回、4回打てばかなり感染の予防効果もあるのですが、そこだけが抜け落ちて、伝わっていないというところがあります。

そういう意味で、2価型のワクチンの登場はいい機会であります。2価型のワクチンとい

うのは、重症化の予防効果だけでなく、感染の予防効果もあるということは、明確に示されています。これをしっかり都民に伝えと。巻き返しをするとこれによって3回目4回目のさらなる接種率の向上につなげることが、今後のオミクロン株の流行からの備えとして重要と思っております。

私からは以上でございます。

(猪口会長)

大曲先生いつもありがとうございます。

本日ご欠席されている紙子委員と濱田委員から、あらかじめ意見を聴取しておりますので事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

報告させていただきます。

まず紙子委員でございます。

審議事項1 今後の感染拡大防止と社会経済活動の回復に向けた方針について、国の基本的対処方針変更に伴い、東京都においても、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立を図り、特に発生届の対象外となる患者都民へのフォローアップ体制を構築する、オミクロン株に対応したワクチンの接種促進などに取り組む、という方針には賛成である。

行動制限の措置が基本的に課されない中で、社会経済活動の更なる回復をはかるためには、コロナ禍以前の社会への回帰ではなく、感染症に対する備えが充実した災害に強い社会へのバージョンアップが必要だと考える。その意味で、都の案に掲げられた3つの取り組み①保健・医療提供体制の充実、②ワクチン接種の促進、③感染防止対策の徹底は、今後重要である。都には、必要な人に医療・予防接種が早く届く体制の提供・維持が求められ、都民・事業者には、自律的な感染防止策を今後も日常の習慣とすることが望まれると考える。

審議事項2 都民・事業者への要請・依頼について、都民に対する依頼について。国の方針で、療養期間中の食料品の買い出し等やむを得ない外出が認められたことから、当該外出時のマスク着用等の感染拡大予防行動徹底の呼びかけ(依頼)は必要であろう。

事業者に対しては、新しい形の対応が必要となっているとは見られず、従来の要請・依頼を維持することでよいと思われる。家庭内での感染が最多割合となっており、施設等では可及的に最大限の対策を採っている中で、教育や社会経済活動の制限はできるだけ回避されるべきであろう。

報告事項に関して、検査キット配付、自己検査による陽性者登録センターの仕組みは、インターネットを利用できる世代にとって便利で、保健所・医療機関の負担を減らし、健康観察を効率化する有用な制度と思われる。高齢者医療支援施設の増設も、入院困難事例が多数生じた経験に鑑み、また今後は通常医療との両立を図る意味でも、必要な対策であ

と考える。

以上でございます。

続きまして、濱田委員からでございます。

審議事項1「今後の感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けた方針について」、本件について賛同する。とくに、「コロナとの共存に向けたと方針と取り組み」の中で、第一に「都民一人ひとりの命と健康を守る体制」を挙げていることは大変評価できる。

なお、報告事項にある全数把握見直しの運用にあたっては（P5）、発生届の対象にならない人が、各自で陽性者登録センターに登録すると記載されている。この作業はスマホやパソコンを用いる作業になるが、こうした機器に不慣れな人も少なくない。また、この作業は発病後の体調不良の中で行うものであり、これを補助する仕組みを検討いただきたい。

審議事項2「都民・事業者への要請・依頼について」、本件については特に異議はない。
以上でございます。

（猪口会長）

ありがとうございます。

4人の委員の意見が出ましたけれども、それぞれの意見に対して何かご発言ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、私の方から意見を述べてまとめる形にしたいと思いますが、大曲委員がお話になった中で、このスキームを考えていくと発生届の対象者がとても少なくなって、楽になるような印象を持っていますが、感染が拡大いたしますと、その部分はもともと医療に非常に負荷の掛かっていた部分ですから、このまま楽になるというわけではないのかもしれない。

医療にとっては、この対象者たちの数が増えるだけで、それだけで非常に大変になる可能性は十分あると思います。ぜひ、医療提供体制やその辺の部分、ここを緩めることなくですね、診療検査医療機関をはじめとして、その辺の強化はさらなる強化が必要なんだろうなと、大曲委員の話を聞いて思いました。

そのほかとしては、私としては実地の医療家としては、登録しなくていいよという、我々医療家が突き放したような感じになってしまいますので、できれば、そういった方たちにも、登録していいんだと、陽性者登録センターですか、そちらの方に連絡をして、自分で連絡することは構わないんだという、むしろポジティブに、必要なんだっていうメッセージよりも、登録していいんだよというようなメッセージで運用できればいいなと。
ただ登録センターの負荷はかかってしまいますけれども、選択肢をですね、しっかり患者さんの方に持っていただくのがいいんじゃないかなと思ってます。

それから、小児の登録も、リスクのある方たち等を考えて、将来的に入院する可能性が高

いというような形で、小児の部分に関しては、より少し緩やかな運用が必要かなと思っております。

要するに、審議内容の１と２に関しては、私も方針の決定、それからこういった施策であることに関しては賛成でありますし、報告内容として、細かい運用を部分においても、これも賛成ですが、運用段階において、柔軟な姿勢で、必要なことが起きたら、必ず対応していただきたいというのが、私の考えであります。

まとめますと、すべての委員の先生から、ほぼ妥当であるということで、賛成の意見をいただいたと思います。先生方はそれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、それぞれのところでいくつか懸念事項というか、要望事項のようなものがありましたので、あとは運用面において柔軟に対応していただきたいというのが、我々委員会の意見ということになろうかと思えます。ということで、妥当であるということで進めたいと思えます。

では、本日の議題は以上でありますので、進行を事務局にお戻しします。

よろしくお願いします。

(事務局)

委員の皆様ありがとうございました。

最後に知事から一言お願いいたします。

(小池知事)

本日、医療、そして経済など様々な専門的な見地から大変貴重なご意見をいただきました。審議会の皆様方に本当この長い間大変お世話になっております。これから気を引き締めるところ、また重点的に今日のご意見を反映させて、改善をするところなど努めていきたいと思っております。

どうぞ引き続きまして、委員の皆様にはお力添えをお願い申し上げ、また医療の現場にいらっしゃる皆様方本当に、これによってどういう変化が起こっていくのか、それらもつぶさに皆様方と連携をとりながら進めていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

これにて新型コロナウイルス感染症対策審議会を閉会いたします。

委員の皆様本当に本日はありがとうございました。